



税金

個人市民税

問合せ 課税課

1月1日現在、市内に住んでいて、前年の所得が一定以上あった方に、市民税・県民税(住民税)が課税されます。1月2日以降に転入された方は転入前の市区町村で課税となります。1年単位での課税となるため、月割はありません。

税額は、皆さんからの申告や勤務先からの給与支払報告書などにに基づき計算します。事業所得(営業・農業)、不動産所得のある方、年金受給者で扶養控除や障害者控除などの各種所得控除を受けたい方、給与所得者で給与以外の所得のあった方などのほか、無収入で被扶養者でない方、遺族年金・障害年金のみを受給している方などは、毎年3月15日までに市民税・県民税の申告書の提出が必要となります。ただし、所得税の確定申告書を提出した方は申告の必要はありません。

法人市民税

問合せ 課税課

市内に事務所・事業所または寮などを所有している法人などは、申告・納付の義務があります。

軽自動車税(種別割)

問合せ 課税課

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在、原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(耕運機、コンバインなど)、軽自動車、軽二輪(125cc超～250cc以下のオートバイなど)、二輪の小型自動車(250cc超のオートバイなど)を所有している方または使用者に課税されます。住所などに変更があった日から15日以内に変更手続きが必要となりますので、必ず手続きをしてください。

届け出・問い合わせ先

○原動機付自転車、小型特殊自動車

課税課

※届け出は取手支所・藤代総合窓口課も可

○軽自動車

軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所

☎ 050-3816-3106

○125cc超のオートバイ

茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所

☎ 050-5540-2018

固定資産税・都市計画税

問合せ 課税課

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地・家屋・償却資産(事業用資産)を所有している方に課税されます。よって、年の途中で所有者が変わっても、1月1日現在の所有者が納税義務者となります。なお、市街化区域内の土地・家屋を所有している場合には、都市計画税も合わせて課税されます。

こんなときは申出を

- ①土地の利用状況が変わったとき(例:畑から駐車場)
- ②家屋の用途が変わったとき(例:居宅から店舗)
- ③家屋を新築または増築したとき
- ④家屋の一部または全部を取り壊したとき

家屋を新築(増築)したときは

評価額および税額を算定するために市の職員が伺い、内外部の仕上げ材などを確認(評価)させていただきます。

未登記家屋の変更は届出を

所有者の変更などがあったときは、必ず届出をしてください。法務局への滅失・所有権移転・表示変更などの登記をしている家屋は市への届出は必要ありません。

納税をより便利に

問合せ 納税課

税金および保険料の納付は、下記の納付方法により**納期限まで**にご納付ください。詳細は、納付書(裏面)に記載されますので、納付の際にも確認いただけます。

指定納付場所で納税できます

【納付場所】

常陽銀行、筑波銀行、東日本銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、茨城みなみ農業協同組合、取手市役所、藤代庁舎、取手支所、取手駅前窓口、ゆうちょ銀行・郵便局、QRコードの印字がある納付書に限り全国の地方税統一QRコード対応金融機関

口座振替で納税できます

納税は、便利で安全な口座振替をご利用ください。手続きは、市内金融機関・郵便局窓口でできます。届出印・通帳・納税通知書をご持参ください。

コンビニエンスストアで納税できます

対象税目・保険料など

市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

納税できるもの

期別の納付書1枚当たりの金額が30万円以下のもの

スマホアプリで納税できます

スマートフォン決済アプリで、対象税目・保険料などを納付できます。納付書のバーコードまたはQRコードを読み取り、お支払いください。

バーコード対応のアプリ

「PayB」「PayPay」「LINE Pay」「au PAY」「楽天銀行アプリ」

QRコード対応のアプリ

「地方税お支払サイト」内の「スマートフォン決済アプリ一覧」をご覧ください。

対象税目・保険料など

市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

※介護保険料と後期高齢者医療保険料は、バーコードにのみ対応しています。

納税できるもの

期別の納付書1枚当たりの金額が30万円以下のもの

「地方税お支払サイト」で納税できます

パソコン、スマートフォンから「地方税お支払サイト」の画面の表示に従って、情報の入力と確認を行うことで、クレジットカード、インターネットバンキングなどで支払いできます。

対象税目

市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

※納期限を過ぎたものは、コンビニエンスストア・スマートフォンアプリ・「地方税お支払サイト」での納付はできません。金融機関、取手市役所、藤代庁舎、取手支所、取手駅前窓口でご納付ください。

税の諸証明と手数料

問合せ 課税課・納税課

種類	申請窓口					手数料	備考
	課税課・納税課	藤代総合窓口課	取手支所	取手駅前窓口	戸頭窓口		
市民税	課税証明書※	○	○	○	○	1枚 300円	1月1日現在、住民登録のある方に発行
	非課税証明書※	○	○	○	○	1枚 300円	
	所得証明書※	○	○	○	○	1枚 300円	
	児童手当用所得等証明書※	○	○	○	○	1枚 300円	
	その他の証明(市民税)	○	○	○	×	1枚 300円	
	所在証明書	○	○	○	×	1枚 300円	軽自動車用は無料
固定資産税	固定資産評価証明書	○	○	○	×	1枚 300円	同一名義人各1枚につき土地5筆まで、家屋5棟まで
	固定資産公課証明書	○	○	○	×	1枚 300円	
	現況証明書	○	×	×	×	1枚 300円	表示登記に必要な書類
	住宅用家屋証明書	○	○	×	×	1枚 1,300円	—
	固定資産課税台帳の閲覧(名寄帳の交付)	○	×	×	×	同一名義人 300円	閲覧・縦覧の期間中は無料
	その他の証明(資産税)	○	×	×	×	1枚 300円	—
	地番図	○	×	×	×	1枚 300円	—
	固定資産評価額通知書	○	○	×	×	無 料	固定資産評価額通知依頼書が必要
納税	納税証明書	○	○	○	○ 法人市民税を除く	1枚 300円	軽自動車継続検査用は無料

証明書の交付申請には、運転免許証などの公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類1点あるいは、保険証、年金手帳など顔写真のない本人確認書類2点の提示が必要です。また、別世帯の方が申請する場合は、委任状も持参してください。

※コンビニエンスストアでの交付料金は200円です。交付できるのは現年度のみとなります(転出された方や課税データが無い方は発行できないことがあります)。